

水巻町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水巻町有料広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、水巻町が公開するホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定める。

(広告の種類と範囲)

第2条 町ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、広告の範囲は要綱第4条に定めるところによる。なお、バナー広告から遷移するホームページの内容についても、この範囲を適用する。

(広告の位置等)

第3条 広告の掲載場所は、町ホームページのトップページとし、掲載位置は町が指定するものとする。

2 広告の掲載可能枠数は20枠以下とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横160ピクセル
- (2) 形式 JPEG、PNG
- (3) データ容量 概ね5KB以下

(禁止表現)

第5条 次のバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解や不快感を与えたりするおそれがあるため禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) 町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同される恐れのある表現、色調又は書体を使用するもの

(広告の申込)

第6条 町ホームページに広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、掲載を開始する月の前月の5日までに水巻町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(契約)

第7条 要綱第9条の決定を受けた掲載希望者（以下「広告主」という。）は、町と契約を締結するものとする。

(広告の掲載期間等)

第8条 広告の掲載期間は原則として、各月の1日から末日までの1か月単位または連続する12か月を1単位とする1年単位とする。なお、1か月単位の場合は複数月に渡る掲載も可能とする。

2 同一の広告主の広告を連続して掲載する場合の掲載期間は最長12か月とする。ただし、連続する12か月の掲載終了後、広告掲載枠に余剰がある場合は、引き続き同一の広告主の広告を掲載することも可能とする。

3 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、別途、掲載期間を指定できるものとする。

(広告の掲載枠数)

第9条 同一の広告主の広告を同時に掲載できる広告枠数の上限は2枠とする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は1か月単位の掲載の場合、1か月あたり5千円とし、1年単位の掲載の場合、1年あたり4万円とする。ただし、町内に事業所等を設置する公共団体、法人、個人事業者等が当該事業所における事業等の広告を行う場合は、1か月単位の掲載の場合、1か月あたり3千円とし、1年単位の掲載の場合、1年あたり9千円とする。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条の広告掲載料は、当該契約で定めた広告掲載期間における掲載開始月の翌月末までに、町が発行する納入通知書により当該契約に係る広告掲載料の全額を一括して納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに、電子データにより提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 町は、次の各号に該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主のホームページが、事前の連絡もなく閉鎖されたとき。

(2) 広告主のホームページが、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態であると判断したとき。

(3) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の掲載をすることが不適当であると判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第 14 条 町は、火災や自然災害、町ホームページ公開環境の障害により町ホームページを連続して 7 日間以上閉鎖する場合は、当該事象の発生時に有効な契約における広告掲載料の全額を広告主に返還するものとする。

2 前項に定めるものを除き、甲乙双方のいかなる理由における広告の掲載中断、途中終了が発生した場合でも、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。